岐阜県環境影響評価審査会委員会B議事録(概要版)

- 1 日 時: 平成30年10月31日(水) 午後2時00分~午後3時40分
- 2 場 所:全建総連厚生会館5階 大会議室
- 3 議 題:瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について
- 4 出席者:神谷委員、山澤委員、中西委員、岡田委員、鹿野委員、淺野委員、窪田委員、高田 委員、清水委員、高木委員、廣田委員

事業者(事業関係者を含む。) 10名、関係市担当者2名、県関係課等担当者7名、 事務局7名、傍聴者なし

- 5 議事:瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について
 - ・中央新幹線事業に係る環境影響評価手続きについて事務局から説明
 - ・瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果並びに委員等の意見に対する事業者の対応等について事業者から説明の後、質疑応答を実施
- ○瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について

<委員の意見に対する事業者の対応等>

【事業者】

委員からのご意見及び事業者の対応等につきまして、ご説明いたします。

工事車両の通行に伴う騒音の寄与分3 d B を含めた予測結果は6 4 d B で環境基準を満足していると述べられています。ただ、3 d B の寄与は、音のエネルギーが2倍、即ち交通量が2倍に相当する値であり、地域住民からの苦情等も十分考えられます。したがって、地域生活に配慮した交通流の分散も考えて対応して下さい。道路交通振動についても、同様に13.5 d B の寄与は高いと考えますというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、必要に応じ、南垣外非常口工事ヤード内において、 発生土運搬に伴い公道へ出入りする工事用車両の台数を調整する等、地域生活に配慮して工事を 実施いたします。

続きまして、粉じん等に対する環境保全措置の効果を確認するため、荷台に敷設する防じんシートの概要と散水の方法、例えば常に実施、必要に応じて実施等の説明を求めるというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、荷台に敷設するシートについては、発生土全体を 覆うように設置いたします。また、散水については、発生土の状態等に合わせて必要に応じて実 施していきます。

続きまして、どれだけ水質に関する汚染対策を講じても「漏れ」はありますし、昨今の大雨などによる被害もありますので、十分な対策、危機管理を講じていただきたい。降雨量によっては、川筋も山を流れる水脈も変わります。 魚類は居場所を変えることはできなくても流れてくる水はどこから流れてくるか分かりません。 水は高い方から低い方に流れます。 大雨が降って工事地域の周辺の標高の高い地域から工事地域に雨水が流れることを食い止めているでしょうかというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、仮置き場の構造は、当社で設置した有識者委員会にて検討し、仮置き場を底版コンクリート等で舗装し、滲出水が地下へ浸透しない構造とすること、シート等による養生を行い、雨水等の進入を防ぐこととしております。滲出水や一部の雨水

が進入した場合においても、集水タンクを適切な容量確保し、周辺環境へ影響を及ぼさない計画 としております。また、適宜巡回を行いまして、大雨が予想される場合には事前に集水タンクの 中の水を回収する等、溢水防止を行っていきます。

続きまして、資料編の動物の調査結果の「重要な魚類などは確認されなかった。」の表記につきまして、「重要な魚類は確認されなかったが、二種類の魚類の生息が確認された。」等の表記の方が、すべての生物を大切にして減少させない対策を講じていく、従来の自然を守って工事を進めると考えているのだと読み手が認識するのではないでしょうか。絶滅の恐れのある生物が居ないから大丈夫だという認識がどこでも見られる生物を減少させてきているということも考えていかなければならないと思いますというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、重要な種の他にも確認された生物について頂いたご意見の主旨を踏まえた記載を検討いたします。

最後に、景観として配慮した点を教えて下さいというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、まず、発生土仮置き場は恒久的に存在するものではなく、主要な眺望点及び景観資源の改変はしないことから非選定としています。また、本発生土仮置き場は、瑞浪市景観計画に指定されている景観計画重点区域外であり、主要な眺望点及び景観資源等が存在しないことから、通常の工事計画としております。

<瑞浪市及び県関係課の意見に対する事業者の見解等>

【事業者】

瑞浪市からのご意見及び事業者の対応等につきまして、ご説明いたします。

仮置き場の容量が15, $000 \, \mathrm{m}^3$ であるとすると、運搬車両1台あたり4. $0 \, \mathrm{m}^3$ 、花崗岩比重2. 5で計算した場合、4, 500台の運搬量で満杯となる。この計算で、一日当たり160台が運搬すると、約28日で満杯となるが、なぜ工期が2018年度から2022年度と長期で設定されているかというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、発生する要対策土量及び運搬時期が不確定である こと、また、満杯となった場合でも仮置き状態で管理を行っていくことから、工期を2023年 度としております。

続きまして、2018年度から2022年度の資材及び機械の運搬に用いる車両の想定台数が 片道で一日最大160台程度となっており、日中8時間に往復運行したと考えると、1分半に1 台が運行する計算となる。検討結果では、騒音や振動の環境基準等を下回っているという想定だ が、地元住民の住環境に配慮し、工程等を調整することにより台数の平準化を図っていただきた いというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、運行前に地元住民への周知等を行い、運搬台数についても集中しないよう台数調整を行い搬出していきます。

続きまして、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行として、一日当たり160台が運搬すると、運搬される要対策土は、約640m³/日となる。9月の発生土量実績が最大で600m³/日弱であると認識しているが、なぜそのような差があるかというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、現在は、本坑と比較して断面の小さい斜坑を掘削 しているため600m³/日となっており、今後、要対策土の出現が想定される本坑においては、 掘削断面も大きくなり発生土量が増えることが想定されているためです。

最後に、事業者は、周辺住民の安全確保や生活環境を損ねない配慮をするとともに、周辺住民 への懇切丁寧な説明を実施することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、周辺住民の方への影響を低減するため、車両運行

台数の調整等を行い、生活環境の保全を実施していきます。また、平成30年9月15日に実施 した地元説明会だけでなく、今後も継続して説明を実施していきます。

次に、県関係課等からのご意見及び事業者の対応等につきまして、ご説明いたします。

廃棄物対策課から、撤去した底板コンクリート等は、廃棄物処理法を遵守して適正に処理する こと、要対策土からの排水を産業廃棄物として処理する場合には、廃棄物処理法を遵守して適正 に処理することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、廃棄物処理法等、該当します法令を遵守して適正に処理します。

続きまして、環境管理課から、崩落防止の観点から、盛土の形状、勾配、小段の状況のほか、 事業場内の盛土場所、保管容量の算出根拠を明示すること、盛土計画の図中に「今後の行政等と の協議により構造や配置を変更する可能性がある」と記述があるが、具体的な構造、配置等が明 示されていないので明示することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、盛土の計画としては、勾配を1:1.8としておりまして、1mの小段を設けることとしております。この計画は、現時点での計画でありまして、今後の行政等との協議により構造や配置を変更する可能性があります。

続きまして、表4-1-2-11の騒音に係る環境基準の表中の「(改正) 平成17年岐阜県告示第305号」の記載については、環境庁告示を改正したものではなく、市域においては市が告示しているため、この部分を削除することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、ご指摘の部分を削除いたします。

続きまして、土壌汚染に関して関係自治体等へのヒアリングとあるが、土地所有者にも確認することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、土地所有者である瑞浪市にヒアリングを実施した 結果、過去に土壌汚染や地下水汚染に関する問題となった事例及び苦情は発生していないことを 確認しています。

続きまして、モニタリングを行う場所を明示することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、現在計画中であり、後に公表予定の「瑞浪市内土 岐町発生土仮置き場における環境保全について」にて、モニタリングを行う場所を明示すること を考えております。

続きまして、河川課から、大雨により集水タンクが満水となり、排水が溢水する可能性が予見される。そのときの対応を明記されたい。また、集水タンクの容量について、近年の降水量を踏まえたものにするといった集水タンクに関する実施主体の考えを確認したいというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、適宜巡回を行い、大雨が予想される場合には事前に集水タンク内の水を回収する等、溢水防止を行っていきます。集水タンク容量については、水の管理方法や仮置き場設置箇所等の条件を考慮して、周辺環境に影響を及ぼさないよう、適切な容量を確保することとしています。

続きまして、タイヤ洗浄や靴洗浄に使用した洗浄水の処理方法について明記されたいというご 意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、タイヤや靴の洗浄に使用した水は、周辺河川へ直接流れないよう貯留し、法令等に則り適切に処理します。発生土仮置き場の環境保全措置の具体的な内容については、後に公表予定の「瑞浪市内土岐町発生土仮置き場における環境保全について」にて明示いたします。

続きまして、処理水の放流については、事前に放流先の管理者と雨天時や降雨が予測される際の放流量等について調整してくださいというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、放流先河川の管理者と調整し、工事を実施してまいります。

続きまして、砂防課から、発生土仮置き場の一部が砂防指定地に該当すると見受けられます。 砂防指定地内で盛土等を行う場合は許可が必要になりますので、瑞浪市を所管する多治見土木事 務所で必要な手続きをお願いしますというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、必要な手続きを行ったうえで工事を実施してまいります。

続きまして、公共交通課から、モニタリングを実施する期間として「工事前」「工事中」「工事後」との記載があるが、「仮置き期間中」のモニタリングの実施について明らかにされたいというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、仮置き期間中は工事中と同様の調査期間を基本に考えております。

続きまして、平成30年9月15日に開催された地元説明会において説明した内容と齟齬が生じていないか、記載内容を再度精査すること。また、地元から出された意見に対し適切に対応されたいというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、地元説明時にはより詳細な説明を実施しておりますが、内容について齟齬はありません。また、その際に地元への情報提供の方法等、意見を頂きましたが、これらの意見に対し適切に対応してまいります。

続きまして、東濃県事務所から、要対策土の運搬・作業車両の洗浄等に伴う汚水の発生について影響を評価する必要があるため、調査及び影響検討項目に「水質(水の濁り)」を追加することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、タイヤ洗浄に使用した水についても、仮置きする 発生土から滲出した水と同様、集水タンクへ流入する構造とすることを計画しており、集水タン クへ貯留された水は適切に処理することから、河川への影響はないと考えています。

続きまして、発生土仮置き場は、大気汚染防止法第18条に規定される一般粉じん発生施設に 該当するため、調査及び影響検討項目に「大気(粉じん)」を追加することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、仮置き中は遮水シート等で覆うことで粉じんは発生しないため、影響検討項目から除外しております。なお、盛土作業中においては、遮水シート等を剥がす範囲を必要最小限とするとともに、必要に応じて散水を行うことで粉じんが発生しないよう作業を実施いたします。

続きまして、基準以内の排水を南垣外工事施工ヤードに運搬処理が可能であることを評価していないこと、南垣外工事施工ヤードの排水処理施設は工事ヤード内で発生する排水量に合わせて設計されていることから、調査及び影響検討項目「水質(水の濁り)」を選定し評価することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、非常ロヤードに設置している濁水処理設備は、非常ロヤード内で発生する排水量に加え、余裕を持った処理能力を有する設備を設置しています。 発生土仮置き場から発生する排水量は非常ロヤード内で発生する排水量と比較して些少であり、 非常ロヤードに設置している濁水処理設備において、充分処理可能であることを確認しています。 続きまして、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第2版)」は、現在、改訂されているため、要対策土の適切な運搬を最新のガイドラインにより実施することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、最新の「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第3版)(平成30年4月)」等に記載されている実施内容を踏まえながら適切に運搬を実施して参ります。

続きまして、南垣外非常口工事ヤードの濁水処理施設は、工事ヤード内で発生する濁水量にあ わせて設計されているため、当該濁水処理施設が当該発生土仮置き場で発生する排水を受け入れ る能力がある根拠を記述することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、非常ロヤードに設置している濁水処理設備は、非常ロヤード内で発生する排水量に加え、余裕を持った処理能力を有する設備を設置しています。 発生土仮置き場から発生する排水量は非常ロヤード内で発生する排水量と比較して些少であり、 非常ロヤードに設置している濁水処理設備において、充分処理可能であることを確認しています。 続きまして、南垣外非常ロ工事ヤードからの水質の環境影響について既存の評価外の排水を処理するため再評価を行うことを検討することというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、当該地に仮置きする発生土は、南垣外非常ロヤード(日吉トンネル)からの発生土であり、発生土仮置き場から南垣外非常ロヤードに運搬・処理する水も、南垣外非常ロヤードで発生するものと同質のものとなり、評価書と同条件であることから、再検討は必要ないと考えています。

最後に、要対策土からの排水は、排水基準の超過を問わず、すべて産業廃棄物として処分して はどうかというご意見です。

このご意見に対する事業者の対応等ですが、影響検討書資料編の環3-1-1頁に記載したとおり、自然由来の重金属等の濃度について排水基準を超過した場合は、産業廃棄物として処分し、その他の排水については、pH及び浮遊物質量が排水基準を超過した場合は濁水処理を実施したうえで南垣外川へ放流することとします。

<質疑応答>

【委員長】

それでは、これから質疑応答に入ります。事業者から影響検討書と委員、瑞浪市及び岐阜県からの意見に対する対応について、ご説明いただきました。意見や質問がございましたら、発言をお願いします。

【委員】

工事全体の発生土のうち、南垣外工区からの発生土が占める割合はどの程度でしょうか。また、前回、中津川でも仮置き場設置の案件がありましたが、今後、岐阜県内で同様の仮置き場等の案件は提出されることがあるのでしょうか。

【事業者】

岐阜県内の発生土に対する南垣外工区の発生土の割合ですが、15%程度の割合となっております。それから、同様の仮置き場の設置計画についてですが、各トンネル工区において溶出量基準を上回る掘削土の発生が想定されておりますので、基本的には各工区で仮置き場を準備したいと考えておりますが、現時点では決まっておりませんので、いろいろな関係の方とご相談をさせていただきたいと考えております。

【委員】

同様の仮置き場の設置計画については、今後、数件の提出の可能性があるということですね。わかりました。

【事業者】

委員の皆様方にはお手数をおかけしますが、各工区に発生土仮置き場が無ければ、なかなか工 事が進まないと考えております。

【委員】

今回の工区は、近くにウラン鉱床がある場所と思うのですが、ウランが含まれた土壌が出てくる可能性があると考えてよろしいでしょうか。

【事業者】

はい。その可能性がある工区です。適切に調査を行って、ウランが出てきているか確認しております。

【委員】

以前、ウランを含む土壌が出てきた場合の対応について真剣に検討していただいたと思っております。今回、要対策土であって同時にウランも含まれているようなことがあった場合には、この場所には持っていかないのでしょうか。それとも、持っていくのでしょうか。

【事業者】

今回の仮置き場については、要対策土のみ搬入することとしておりますので、ウランが含まれているものは搬入しないこととしています。

【委員】

ウランが含まれている要対策士の場合は、今回の仮置き場には搬入しないということですね。 わかりました。

【委員】

影響検討書の4-3-1-1頁において、「2)調査の基本的な手法」では、「関係自治体等へのヒアリングを行った」ということですが、関係自治体の中に岐阜県教育委員会、瑞浪市教育委員会の文化財担当課にヒアリングを行ったと理解してよろしいでしょうか。

【事業者】

瑞浪市教育委員会に確認、ヒアリングをしております。

【委員】

その結果、意見等がなかったということでしょうか。

【事業者】

はい。

【委員】

それから、影響検討書の4-3-1-1頁の「1)調査すべき項目」の最後の方には「国及び地方公共団体により周知されている埋蔵文化財包蔵地の分布状況」と記載されておりますが、この「周知されている」という言葉が重要となります。地下にある埋蔵文化財というのは、本当にある場合はわかるのですが、ないという断定はできないということから周知されている、即ち知

られているかどうかということが今の工事前の調査の段階では重要となりますので、「5)調査 結果」の「埋蔵文化財包蔵地は分布していない。」の部分は、「周知されている埋蔵文化財包蔵地 は分布していない。」と記載していただきたいと思います。

【事業者】

ご指摘ありがとうございます。今後、対応を検討していきたいと思います。

【委員】

動物の調査ですが、爬虫類は1種類も確認されておらず、両生類はアマガエルの1種類だけが 確認されたとの結果が出ているのですが、このような場所であれば、例えば爬虫類であればヘビ とか、カナヘビとかが確認されてもいいのではないかと思います。調査の状況について教えてい ただきたい。

【事業者】

現地は既に盛土されて改変されており、外来草木のような乾燥した土地に生えている草などが確認されているような土地でした。その周り250mにおいても調査を実施したのですが、爬虫類は確認されませんでした。

【委員】

わかりました。

【委員】

地下水の重金属の調査については、月1回確認するということでよろしいでしょうか。具体的 にどこの地下水をモニタリングするのでしょうか。

【事業者】

現地に観測井戸などを設けて地下水の調査をした結果、現地には地下水が無かったことから、その代わりとして、仮置き場近隣の河川の3地点で調査を実施していきたいと考えております。

【委員】

影響検討書では、基本的には汚染された水は漏れないという前提で話が進められているように 感じるのですが、丁寧にコンクリートで覆っても場合によっては漏れることもあります。対策と しては、これで十分と思うのですが、影響検討書では、水質については気にしなくても良いとい うように読めますので、せっかく重金属のモニタリングをするのであれば、重金属汚染に関する 水質評価を行っていることが明確に分かるように記載した方が良いかと思います。

【事業者】

要対策士に触れた水は、全て集水タンクに集めまして、南垣外工区の工事ヤードに持っていく計画ですので、水質については、影響検討項目からは除外しております。ただ、説明しましたようにモニタリングは実施していきますし、施工期間と、工事完了後、底板コンクリートや遮水シートを挟んだ時には、必ず現地で確認いたしますので、こういった配慮につきましても、影響検討書の後に提出することとしている環境保全計画書で公表をしてまいります。

【委員長】

現地の様子を教えていただきたいのですが、仮置き場の場所は、クリーンセンターを作るとき に改変されて、谷部に盛土がされたということでしょうか。この場所で、既にボーリングをされ たということでしょうか。

【事業者】

ここは、瑞浪市の事業で道路盛土をした際に谷地形として残る箇所を盛土したと聞いておりまます。今回、その盛土上から原地盤を確認するためにボーリングを実施しました。その結果、先ほど申しましたように地下水が確認できなかったので、モニタリング方法を再検討し、河川で実施することとしています。

【委員長】

どのような土質が確認されたのでしょうか。

【事業者】

土質は、盛土部分は砂礫でした。盛土の下の土質については、今は記憶にないのですが、岩盤でした。

【委員長】

ボーリングの深度はどの程度まで行ったのですか。

【事業者】

盛土と原地盤の境目を確認できる程度です。場所によって5mから10mぐらいです。

【委員長】

ボーリングで地下水位が確認されなかったので、近隣の河川の方でチェックしようと考えたのですね。この盛土から近隣の河川に対して排水されている形跡のようなもの確認されているのでしょうか。

【事業者】

盛土からの排水の形跡は確認できております。

【委員長】

地下水はかなり深いところにあるので、盛土から排水されている場所で確認しようということですね。わかりました。

もう一点、土壌汚染を撤去後にチェックするということですが、現時点で、どの程度のポイントで、どの程度の深度まで確認するといった想定はありますか。仮に自然由来の重金属が漏洩した場合、その物質がどこまで拡がっているかを捉えることは難しいので、撤去時に改めて考えるということもあるかと思いますが、ある程度の想定はしておきながら、的確な状況を調査により把握したうえで、土地を返還するのが一番良いと思います。その点について、現時点で考えていることはありますか。

【事業者】

現時点で、具体的なことは考えていない状況です。土壌汚染対策法の考え方に基づいて、返還前の調査の方法等を決めていきたいと思っております。

【委員】

クリーンセンターへのごみ収集車等の通行があると思いますが、今回の仮置き場へ土砂を運ぶ 車両と、クリーンセンターへの車両の運行ルートは重ならないのでしょうか。

【事業者】

仮置き場へ土砂を運ぶ車両と、クリーンセンターへの車両の運行ルートの一部に重なる部分があります。仮置き場へ土砂を運ぶ車両は一方向のみの運行となり、クリーンセンターへは、いろいろな方向から運行していると思いますので、全てが重なるということは無いと思います。

【委員】

今回、動物は影響検討項目に選定されていないのですが、念のため調査をしたところ、哺乳類 と鳥類に関しては、いくつかの重要種が確認されたという結果でよろしいでしょうか。

【事業者】

そうです。

【委員】

念のため実施した調査の結果がなかったとしたら、この重要種の情報は分からなかったということになることから、動物を影響検討項目に選定しなかったのは、必ずしも正しくなかったということでしょうか。現地を見ていないので分からないのですが、既存の道路を使うということと、既に改変されている土地なので、その場所自体を主要生息地としている動物はほとんどいないと想像するのですが、今回、通行する工事車両がかなりあることから、これも踏まえてこの事業の影響を評価するべきだと思います。そういうことを考えれば、既存の道路を使っていることや、既に改変された土地を使っていることは、影響検討項目に選定しない根拠にはならないのではないでしょうか。

今回は、調査をして得られた結果がありますので、この結果を踏まえて、影響が最小限となるようなことを考えるべきだと思っています。先ほど、クリーンセンターの搬入車両をお聞きしたのも、工事車両を含めて運行による影響があると思ったからです。影響検討書では、重要種が確認されたので、改変する地域をできる限り小さくする、関係者への周知教育を徹底するという対策を実施するということなのですが、盛土の面積は工事をする段階で決まっていることだと思うので、できる限り小さくするというのは説明になっていないと思います。それから、周知教育するということは、具体的にどのようなことを想定されているのか教えていただきたい。

【事業者】

作業員や工事従事者の方への教育ですが、ごみを捨てないとか、工事用車両を運行する際には、一斉に走らせるのではなくて、ストックヤードで待機して調整するといったことを実施していただきたいと説明してまいります。また、工事作業員の方に対しては、このような重要種が見つかっていますので、むやみに工事範囲を拡大するとか、勝手に工事範囲を広げるということはしないようにといったことを教育していきたいと思います。

【委員】

動物に関していいますと、重要種の哺乳類1種が運行ルートとなる道路のすぐ脇に確認されているので、考えられる影響として、交通事故の発生等が想定されます。この対策として、例えば、重要な種がいるので、このあたりの通行に際しては注意する。もし、目撃事例があったら、その情報を速やかに共有して、事故がないように努めるといったことができると思います。

【委員】

工事車両だけの騒音の寄与分が3dBというのは交通量が倍に相当します。必要に応じて対応するとあるのですが、どのようなことを考えているのでしょうか。また、瑞浪市の意見への対応等には、住民に対して工事車両が通ることを周知するとありますが、具体的に、どのようなタイミングで、頻度はどの程度を考えているのでしょうか。

【事業者】

公道へ出入りする工事用車両の台数の調整等ということは、もちろん実施させていただくのですが、地元と定期的に話をする機会というものを持っておりまして、運行計画等についてお話するタイミングはあると考えております。

【委員】

そのタイミングは、月1回ぐらいですか。

【事業者】

定期的に持っているのは、月1回です。

【委員】

環境影響評価とは少し違うのですが、運行ルートの道路は片側2.8mと広い道路ではありません。小学校とか中学校とかの通学路となっているのでしょうか。

【事業者】

ここは、集落から離れておりますので、通学路となっているところは確認されておりません。

【委員】

もし、通学路と重なることがありましたら、通学時間帯の運搬は避けて下さい。

【事業者】

地域の方も運行については非常に関心が高いところですので、よく相談して対応していきたいと考えております。

【委員長】

工事後の河川の水質調査は、どのくらいの期間を予定されているのでしょうか。

【事業者】

工事後のモニタリングに関しては、水質が定常化するまでと記載しておりますが、工事前にも 測定を実施しますので、工事前の水質と同程度となることが確認されるまでと考えております。

【委員長】

仮置き場は、コンクリートで被覆して汚染された水の浸透防止を担保している前提ですが、仮に何か漏洩があった場合、それをどこで追跡するのかということは、非常に大事です。例えば、事後に被覆しているコンクリートのクラックの点検をどういう形でやるのかということがありますし、モニタリングで土壌汚染の可能性が示唆された場合、その後の高深度の物質移動は徐々に進んでいきますので、時間的な遅れが伴ってきます。どのくらいの時間が経過したら河川に出てくるかといったシミュレーションをすると、ある程度期間の目安が立てられると思うのです。このような物質は目に見えないので、ある程度予測をしたうえで、準備されると良いと思います。

【委員長】

意見も無いようですので、質疑を終了とさせていただきますが、お帰りになられまして追加の 意見があろうかと思いますので、その際は、事務局に提出いただいて事業者の対応等を求めたい と思います。